認定こども園幼稚部用

令和９年度から入園される皆様へ

認定こども園幼稚部 利用のための申請手続きのご案内

【問い合わせ先】
〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地
小田原市 保育課 保育係
（小田原市役所５階・赤通路）
TEL：0465-33-1451

小田原市保育課から、認定こども園のご入園に当たり、必要な申請手続きについてご案内します。
幼稚部に入園する場合には、市に対して次の申請をする必要があります。

全員必ず申請するもの

	提出書類名	**子どものための教育・保育給付認定申請書（１号）**
	目的	お子様の園での幼児教育（基本教育課程の部分）に必要な費用（給付費）を市から給付するために必要です。給付費は市から直接園に支払われます。令和元年１０月から保護者の方にご負担いただく月額利用料は０円になりました。
	提出方法	記入したものをそのまま園に提出してください。
	備考	申請後に、家族構成や住所などの変更があった場合には、変更届を提出してください。

必要のある方のみ申請するもの

詳細は次のページをご覧ください。

	提出書類名	**子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第３０条の４第２号・第３号）**
	目的	幼稚園を利用していて、保育が必要である場合に、園の預かり保育などの利用料に対して、市から保護者の方に給付を行います。
	添付が必要な書類	保護者の保育を必要とする事由を証明する書類（３、４ページ参照） ※ひとり親世帯以外の場合は、お父様とお母様両方の書類が必要です。
	提出方法	記入した申請書と添付書類を園に提出してください。
	備考	申請後に、家族構成や住所などの変更があった場合、保育を必要とする事由に変更があった場合は変更手続きをしてください。 年度途中に、保育を必要とする事由が発生した場合は、年度途中でも申請が可能です。 **※申請日（保育課収受日）より前に遡っての認定は原則いたしません。ご注意ください。**

★入園後、保育部に転籍を希望する場合には、市に対して申し込みが必要です。
　市で書類選考を行い、保育部への転籍が可能か判定します。

子育てのための施設等利用給付認定申請について

この給付の対象は次のサービスの利用料です。

A　在園している園での預かり保育

B　その他のサービス（認可外保育施設等）

※Ｂの給付は在籍園の開園日数によっては対象外となります。

※通園送迎費、教材費、食材料費、行事費などは対象外です。

対象になるお子様の年齢と給付上限額

①満３歳になってから最初の３月３１日を経過しているお子様

→給付上限額　１２，３００円（※１）

② ①以外の満３歳児で、**住民税非課税世帯（※２）のお子様**

→給付上限額　１７，７００円（※１）

①②のどちらにも該当しないお子様は対象外です。

※１　給付上限額は、園での預かり保育とその他のサービスとを合わせた上限額です。

※２　非課税判定は、４～８月分は前年度の住民税、９～３月分は当年度の住民税で行います。

給付を受けるための条件

３、４ページに記載された**保育を必要とする事由**のいずれかに保護者が該当していること。

（ひとり親世帯以外の場合は、お父様とお母様両方が該当していることが必要です。）

認定期間中が給付の対象となります。

認定こども園幼稚部　預かり保育の支給額計算方法

（１）預かり利用日数×日額単価（４９０円※）で月毎に個人別で支給限度額を計算します。

（支給限度額の上限は 12,300 円または 17,700 円）

（２）算出された支給限度額と実際に支払った利用実績額を比較して低い方を支給額とします。

※計算で使用する計算式・単価は、全施設統一です。

※実際の利用料金の設定は園ごとに異なります。

＜例＞1 時間 100 円の預かり保育を、1 か月に 20 日間（1 日 3 時間）利用した場合

・各月支給限度額　490 円×20 日＝9,800 円

・各月利用実績額　100 円×3 時間×20 日＝6,000 円

→　9,800 円＞6,000 円のため 6,000 円を支給

その他のサービスを利用（認可外保育施設など）の併用

次のいずれかに該当する認定こども園（幼稚部）に通うお子様が給付の対象になります。

①基本の教育時間を含む平日の幼稚部の預かりの提供時間が８時間未満

②幼稚部の開所日数が年間２００日未満

その他のサービスに該当するもので市による給付対象施設の確認が取れたものが対象です。

・認可外保育施設（ベビーシッターを含む。）

・一時預かり事業

・病児・病後児保育事業

・ファミリー・サポート・センター（支援会員が所定の研修を受講していることが条件）

※ファミリー・サポート・センターの送迎のみの利用は対象外

※その他のサービスの入園料・登録料は対象外

子育てのための施設等利用給付を受け取るまでの流れ

① 給付の認定申請をする。
世帯状況や保育を必要とする事由に変動があった場合には変更の手続きをする。

② 施設からもらった領収証書や提供証明書を保管しておく。

③ 市から給付請求の案内がある。
案内があったら給付請求書を作成して在籍園経由で提出する。

④ 市から保護者様の指定する口座に給付金が振り込まれる。

⑤ 令和 10 年度も引き続き給付を希望する場合、市から令和 10 年 1 月頃に現況確認のための書類提出の案内があるので書類を提出する。
保育を必要とする事由を証明する書類も添付する。

保育を必要とする事由ごとの添付書類

保育を必要とする事由	認定期間	提出書類	備考
①就労している場合 （**一月 15 日以上かつ 60 時間以上**の就労が最低基準）	左記の基準で就労している期間。 基準を満たさなくなった場合や、退職した場合は認定を終了します。	就労証明書 （令和９年度様式） **※小田原市指定の様式で提出すること。** ※様式は園でも配布しています。 ※指定様式以外のものは原則受付しておりません。	●就労証明書は、事業主に記入してもらってください。 ●就労証明書は、**発行日から 3 か月以内**のものを提出してください。 **●自営業又は事業主が親族（就労者本人を含む）である場合、自営の業態を証明する書類（開業届、営業許可証等）及び自営の継続性を証明する書類（直近の確定申告書、源泉徴収票等）が必要です。** 証明書類がない場合には書類不備扱いとなります。 ●育児休業からの復帰の際に申請する場合には、復帰日の属する月の１日から就労として認定可能です。
②妊娠中や、出産後間もない場合	出産（予定）日を基準として産前産後８週の属する月の期間	母子健康手帳の写し	●出産予定日が記入されているページと、お母様の名前が記載されているページの写しを提出してください。

保育を必要とする事由	認定期間	提出書類	備考
③病気やけが、心身に障がいがあり、家庭で保育ができない場合	病気やけがなどの事由により認定申請する場合は、医師が発行する診断書に記載される治療等を要する期間のみ認定を受けることができます。	診断書 　または 障がいによる手帳等	●診断書には、「〇〇の疾病のため、家庭での保育が困難である」との記載と「治療期間」を記入してもらってください。 ●対象者が障がいによる手帳等をお持ちの場合、診断書の提出は不要です。
④親族の方を常に介護することが必要であり、保育ができない場合	病人の看護等の事由により認定申請する場合は、看護等を必要とされる対象者の医師が発行する診断書に記載される看護等を要する期間のみ認定を受けることができます。	（看護等を必要とする方についての） 診断書 　＋ 看護等計画書	●診断書には、「看護等が必要である」との記載と「治療期間」を記入してもらってください。 ●対象者が障がいによる手帳等をお持ちの場合でも診断書の提出は必須です。
⑤就学をしている場合（職業訓練校などでの職業訓練を含む）	就学している期間のみ認定を受けることができます。卒業した場合や休退学をした場合は認定を終了します。	在学証明証や学生証 　＋ 就学時間の分かる書類	●在学証明証は、各学校の様式で提出してください。 ●シラバスや時間割など就学時間の分かる書類を提出してください。 ●オンライン学習等により就学時間の分かる書類が提出できない場合は、授業内容が分かる書類（カリキュラム等）と就学スケジュール表（小田原市様式）を提出してください。
⑥求職活動をしている場合	3か月間	不要	●期間内に就労を開始した場合は、就労証明書を提出してください。就労証明書の発行に時間がかかる場合がありますので、就労が決定したら速やかに就労先に就労証明書の発行を依頼してください。 ●就労証明書は小田原市指定のものを利用してください。幼稚園でも用意してあります。
⑦地震、火災などの災害の復旧にあたっている場合		り災証明書等	保育を必要とする事由の状況に応じて判断しますので、該当する場合は、保育課までお問い合わせください。